

議案第 25 号

長久手市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する
条例について

長久手市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙
のとおり定めるものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

長久手市長 佐藤有美

説 明

この案を提出するのは、道路構造令の一部改正に伴い、長久手市市道の構造
の技術的基準を定める条例の一部を改正するため必要があるからである。

長久手市条例第 号

長久手市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例
 長久手市市道の構造の技術的基準を定める条例（平成25年長久手市条例第
 12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（車線等） 第4条 車道（副道、停車帯、<u>自転車通行帯</u>その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。 2から4まで （略） 5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道（<u>自転車通行帯を除く。</u>）の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第33条の規定により車道に狭窄部^{さく}を設ける場合においては、3メートルとすることができる。 （副道） 第6条 （略） 2 副道（<u>自転車通行帯を除く。</u>）の幅員は、4メートルを標準とするも	（車線等） 第4条 車道（副道、停車帯_____その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。 2から4まで （略） 5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道_____の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第33条の規定により車道に狭窄部^{さく}を設ける場合においては、3メートルとすることができる。 （副道） 第6条 （略） 2 副道_____の幅員は、4メートルを標準とするも

のとする。

(停車帯)

第8条 (略)

(自転車通行帯)

第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)
には、車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)
には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由

のとする。

(停車帯)

第8条 (略)

によりやむを得ない場合において
は、1メートルまで縮小することが
できる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路
の自転車の交通の状況を考慮して
定めるものとする。

(自転車道)

第9条 自動車及び自転車の交通
量が多い第3種(第4級及び第5級を
除く。次項において同じ。)又は第
4種(第3級及び第4級を除く。同
項において同じ。)の道路で設計速
度が1時間につき60キロメー
トル以上であるものには、自転車道を
道路の各側に設けるものとする。た
だし、地形の状況その他の特別の理
由によりやむを得ない場合におい
ては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若
しくは第4種の道路又は自動車及
び歩行者の交通量が多い第3種若
しくは第4種の道路で設計速度が
1時間につき60キロメートル以
上であるもの(前項に規定する道路
を除く。)には、安全かつ円滑な交
通を確保するため自転車の通行を
分離する必要がある場合において
は、自転車道を道路の各側に設ける
ものとする。ただし、地形の状況そ
の他の特別の理由によりやむを得

(自転車道)

第9条 自動車及び自転車の交通
量が多い第3種又は第4種の道路

_____には、自転車道を
道路の各側に設けるものとする。た
だし、地形の状況その他の特別の理
由によりやむを得ない場合におい
ては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若
しくは第4種の道路又は自動車及
び歩行者の交通量が多い第3種若
しくは第4種の道路(

_____前項に規定する道路
を除く。)には、安全かつ円滑な交
通を確保するため自転車の通行を
分離する必要がある場合において
は、自転車道を道路の各側に設ける
ものとする。ただし、地形の状況そ
の他の特別の理由によりやむを得

ない場合においては、この限りでない。 3 から 5 まで （略） （自転車歩行者道） 第 1 0 条 自動車の交通量が多い第 3 種又は第 4 種の道路（<u>自転車道又は自転車通行帯</u>を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 2 から 4 まで （略） （歩道） 第 1 1 条 第 4 種（第 4 級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第 3 種（第 5 級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道若しくは<u>自転車通行帯</u>を設ける第 3 種若しくは第 4 種第 4 級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 2 から 5 まで （略） （待避所） 第 3 1 条 第 3 種第 5 級の道路には、	ない場合においては、この限りでない。 3 から 5 まで （略） （自転車歩行者道） 第 1 0 条 自動車の交通量が多い第 3 種又は第 4 種の道路（自転車道_____を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 2 から 4 まで （略） （歩道） 第 1 1 条 第 4 種（第 4 級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第 3 種（第 5 級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道_____を設ける第 3 種若しくは第 4 種第 4 級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 2 から 5 まで （略） （待避所） 第 3 1 条 第 3 種第 5 級の道路には、
--	--

次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1) 及び (2) (略)

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道(自転車通行帯を除く。)の幅員は、5メートル以上とすること。

(小区間改築の場合の特例)

第40条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第4項から第6項まで、第6条、第8条、第8条の2第3項、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第16条から第23条まで、第24条第3項並びに第26条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急

次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1) 及び (2) (略)

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道_____の幅員は、5メートル以上とすること。

(小区間改築の場合の特例)

第40条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第4項から第6項まで、第6条、第8条_____、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第16条から第23条まで、第24条第3項並びに第26条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急

措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第4項から第6項まで、第6条、第7条第2項、第8条、第8条の2第3項、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第20条第1項、第22条第2項、第24条第3項、次条第1項及び第2項並びに第42条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第4項から第6項まで、第6条、第7条第2項、第8条_____、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第20条第1項、第22条第2項、第24条第3項、次条第1項及び第2項並びに第42条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

議案の概要

1 改正の趣旨

この条例は、道路構造令の一部改正に伴い、長久手市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正するものです。

(背景・目的) 道路構造令の一部改正に伴い、「自転車通行帯」が新たに規定されたため、条例の改正を行うものです。

2 改正の内容

- (1) 自転車通行帯の規定を追加すること。(第8条の2関係)
- (2) 所要の規定の整理を行うこと。

3 今後の影響

特にありません。

4 附則について

この条例は、公布の日から施行するものとします。